主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律第一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない(上告理由第一点指摘の、原判決に「控訴本人の供述」とは「証人D=控訴本人の父=の供述」との誤記であることは明白である)から右論旨については調査しない。

よつて、民訴四〇一条、同九五条、同八九条に従い、全裁判官一致の意見によつ て、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官